

久末京徳遺跡

—県道成仏杵築線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書—

2004

大分県教育委員会

久末京徳遺跡

－県道成仏杵築線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－

2004

大分県教育委員会

序 文

本書は、県教育委員会が、大分県国東土木事務所の依頼を受けて実施した県道成仏杵築線道路改良工事に伴う久末京徳遺跡の発掘調査報告書です。

遺跡の所在する安岐町は、六郷満山の仏教文化が花開いた大分県北東部の国東半島に位置し、両子寺や瑠璃光寺などの寺院をはじめとする多くの有形・無形の文化財がみられます。

久末京徳遺跡は、平成元年度の調査で、8～9世紀の大規模かつ規則的配置をもつ建物群が検出されており、今回の調査で建物群がさらに東側へ広がることが確認されました。遺跡は、行政機能を兼ね備えた有力在地領主宅と考えられ、国東半島山間部における古代の政治・社会を理解するに当たり、新たな資料を得ることとなりました。

本書が埋蔵文化財に対する保護・啓発、さらには学術研究の一助として活用されれば幸です。

最後に、この発掘調査に多大な御支援と御協力をいただきました関係各位に対し衷心から感謝申し上げます。

平成16年3月31日

大分県教育委員会教育長

深田秀生

例　　言

- 1 本書は、平成13年度に大分県教育委員会が実施した東国東郡安岐町大字朝来字京徳に所在する久末京徳遺跡の発掘調査報告書である。
- 2 発掘調査は、県道成仏杵築線道路改良工事に伴い、大分県国東土木事務所の依頼により大分県教育委員会が実施したものである。
- 3 発掘調査にあたっては、安岐町教育委員会の協力を得た。
- 4 遺構や遺物の実測・トレースには、大分県教育庁文化課整理作業員の助力を得た。
- 5 本遺跡出土遺物ならびに遺構・遺物の実測図は、大分県教育庁文化課文化財資料室に保管している。
- 6 本書の執筆・編集は後藤一重が行った。

目　　次

第Ⅰ章　はじめに	1
1　調査に至る経過	1
2　調査団の構成	1
第Ⅱ章　歴史的環境	2
第Ⅲ章　久末京徳遺跡のこれまでの調査	4
第Ⅳ章　発掘調査の成果	8
第Ⅴ章　まとめ	16

第Ⅰ章 はじめに

1. 調査に至る経過

久末京徳遺跡は、大分県東国東郡安岐町大字朝来字京徳に所在する。

当遺跡の位置する国東半島は、中央の両子山を中心に、長細い谷が放射状に幾筋も展開する。各谷を形成する河川はいずれも小規模なもので、河川に沿い狭小な谷底平野が長く続く。そのような中にあり、海岸近くで形成される平野は半島内において中核的な水田となっている。歴史的にもこの海岸平野周辺が重要な役割を担っていたと思われ、弥生時代以降の主要な遺跡が各平野周辺において認められる。これに対し、遺跡のある朝来地区は安岐町の山間部に位置し、海岸から十数kmの距離にある。朝来野川により形成された谷底平野はやや広めであるが、近年まで道路事情が悪く、過疎化の進行も著しいものがあった。考古学的にも周知された遺跡はほとんどなく、小規模な遺跡はともかく、大規模な遺跡は認められないであろうと想定されていた。しかし、平成元年度に県営圃場整備事業朝来地区実施に伴い久末京徳遺跡が確認され、本調査を実施した。遺跡は8～9世紀代に及ぶもので、20数棟の掘立柱建物跡などを確認した。出土遺物や遺跡の状況から、久末京徳遺跡は在地首長の館で、当時の支配機構の末端に位置するものと推定された。

本遺跡が今回発掘調査されることになったのは、県道成仏杵築線の道路拡幅事業のためである。県道成仏杵築線改良工事は、平成12年度末に平成13年度県土木建築部実施事業のひとつとして、県教育委員会文化課に埋蔵文化財の取扱いについて照会があった。県文化課では、平成13年4月に照会のあった全事業個所について事前の分布調査を行った。県道成仏杵築線の今回の工事予定地は平成元年度の調査区に隣接しており、周知遺跡の範囲内にあった。そのため、県道成仏杵築線については、事前の確認調査が必要との回答を県土木建築部行った。これを受けて事業担当部局の県国東土木事務所は、用地買収などの条件が整った平成13年4月に確認調査の依頼を県文化課に行い、県文化課が確認調査を実施した。確認調査の結果、柱穴などが良好な状態で残存することが判明したため、本調査を行うこととなった。本調査は平成13年8月28日～9月10日の間を行い、小面積の調査ながら多くの成果を得ることができた。

また、平成15年度には報告書刊行にむけた整理作業を行い、平成16年3月に報告書刊行にいたった。

2. 調査団の構成

調査主体	大分県教育委員会	
調査総括	大分県教育委員会教育長	石川公一（平成13年度）
	大分県教育委員会教育長	深田秀生（平成15年度）
	大分県教育庁文化課課長	工藤正徳（平成13年度）
	同 課長	今永一成（平成15年度）
	同 参事兼課長補佐	麻生祐治
	同 参事兼課長補佐	清水宗昭
	同 主幹	高橋徹（平成13年度）
	同 主幹	栗田勝弘（平成15年度）
	同 主幹	高橋信武（平成13年度）
調査員	同 副主幹	後藤一重
	同 副主幹	甲斐寿義
	同 嘴託	遠部慎（平成13年度）

第Ⅱ章 歴史的環境

安岐町の遺跡は、安岐川下流域の平野を中心にみることができる。安岐川は朝来野川や両子川などが合流して東流するもので、河口付近で荒木川と合流して海へ注ぐ。安岐川、荒木川とも現在では河川の改修や整備が行われているが、近年まで海岸近くで大きく蛇行しており、洪水の要因ともなっていた。

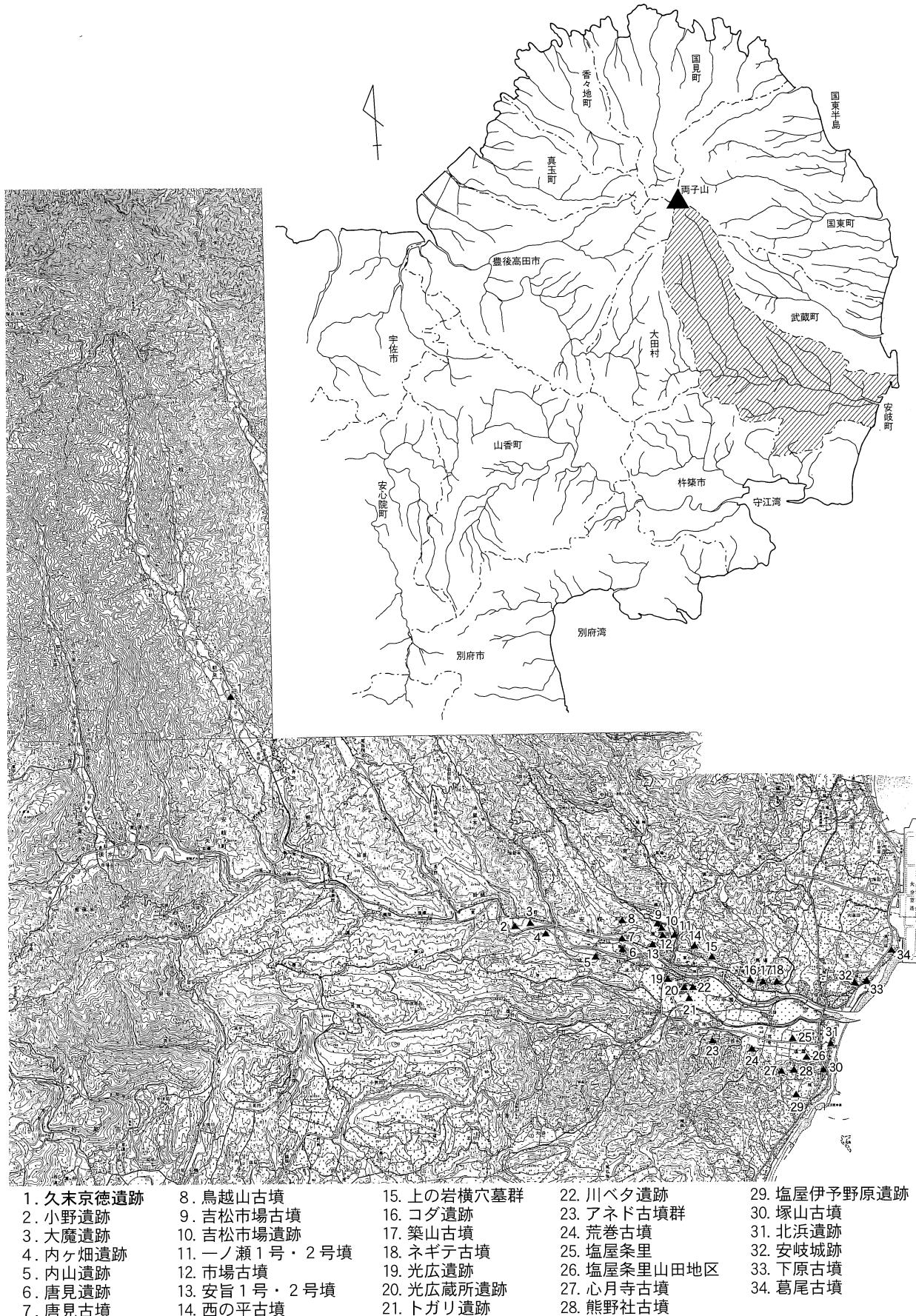
旧石器時代の遺跡は、安岐川右岸の台地上に位置する塩屋伊予野原遺跡において認められる。遺跡からは、縄文時代早期の遺物とともにナイフ形石器などが検出されている。量的には少ないが、瀬戸内系のサヌカイト製国府型ナイフ形石器などもみられ、注目される資料である。国東半島地域では旧石器時代の遺跡がほとんど確認されておらず、塩屋伊予野原遺跡は希少な例と言えよう。

縄文時代の遺跡は、安岐川下流域周辺の台地上や段丘上で確認されている。塩屋伊予野原遺跡、内ヶ畠遺跡、吉松市場遺跡などにみられるこのような遺跡立地は、後期まで顕著に認められる。これは、安岐川下流域の沖積平野がいまだ形成途上で、不安定な状況にあったことを示している。平野部に初めて進出するのは後期の北久根山式の段階で、光広遺跡において少量の土器片が確認されている。国東半島地域の縄文時代における同様な遺跡立地の変化は、香々地町の竹田川下流域の平野でも確かめられており、国東半島地域の海岸平野形成過程を知る大きな手掛かりとなろう。

しかし、稻作栽培の導入とともに、沖積平野のもつ価値は大きく変化する。特に、初期の稻作栽培は地下水位の高い低湿地などが最適の条件となるからである。塩屋条里遺跡山田地区は刻目突帶文を有する下黒野式段階の土器が出土しており、安岐川下流域の最初の稻作農耕集落であろう。しかし、土器の量は少なく、非常に小規模な集団による経営であったことが推定される。安岐川下流域における弥生時代の中核的集落は、光広遺跡、トガリ遺跡が位置する安岐川右岸の自然堤防上である。この地は安岐川下流域平野の付け根近くに位置するもので、中世まで集落として利用されるなど、平野内では最も安定した土地であったことが分かる。

古墳時代になると、県下における最古式古墳のひとつである下原古墳がいち早く築造される。下原古墳は全長約25mの前方後円墳で、安岐川河口部を見下ろす台地上に位置する。しかし、これに続く古墳時代前半の古墳は少なく、下原古墳と同じ台地上に石棺などが内部主体と考えられる小円墳などが少数みられるのみである。そのなかで、平野左岸の台地上に位置する築山古墳は注目される。径20m以上の円墳と推定され、円筒埴輪に加え、県下では希少な鳥形埴輪などが検出されている。後半期古墳は、安岐川下流域の平野周辺に点在する。これらは数基単位のまとまりが認められ、平野周辺にいくつかの小首長が存在したことが分かる。これらの古墳のうち、安岐川の支流である吉松川沿いに位置する一ノ瀬1号、2号墳は、他の古墳がいずれも径10m程の円墳であるのに対し径23mを測る比較的大型のものである。2号墳からは、須恵器の子持ち器台3基と鳥舟付器台が検出された。鳥舟付器台は円筒埴輪状の器形に、鳥や舟が装着されたもので、当時の葬送思想を立体的に表現したものと考えられる。これら装飾器台は当地域では群を抜く副葬品で、本古墳の被葬者が安岐川下流域全体に強い影響力を及ぼす首長であった可能性もある。

中世については、いくつかの遺跡が調査されている。このうち塩屋条里山田地区では、安岐川下流域の水田開発の一端を垣間見ることができる。すなわち、本遺跡は微高地上に位置し、条里地割にのる東西方向の溝が12世紀に埋没し、その後14世紀初め頃までは水田が放棄され集落地となる。これは、河床低下などに伴う用水不足から、水田経営が困難になったためと考えられる。この地は微高地のため元来水との縁が薄く、用水不足を補うために溝に沿い農業用井戸が掘られていた。14世紀以降、本地区は再び水田化され現在にいたるが、その地割は条里地割と全く異なるものである。また、吉松市場遺跡では、道路を思わせる巾10m程の空白地を挟み建物が並ぶ状況が確認されている。本遺跡は、武蔵・国東方面あるいは山間部へ続く交通の要衝に位置しており、現在の字名ともあわせ市的機能をもった遺跡である可能性もある。



第1図 安岐町の遺跡

第Ⅲ章 久末京徳遺跡のこれまでの調査

久末京徳遺跡では、県営圃場整備事業朝来地区の実施に伴い平成元年度に発掘調査が実施された。調査面積は約6000m²で、掘立柱建物跡、土壙、土器埋納遺構などが確認された。調査報告書が平成3年に刊行されており、ここでは報告書の成果をもとに、これまで明らかになった遺跡の概要を述べる。

現在の安岐町は古代の安岐郷にほぼ相当する地域で、莊園制期には宇佐宮領莊園の十箇郷三箇莊のひとつとなつた。その中核をなすのは安岐川下流域の海岸平野周辺で、弥生・古墳時代以来の遺跡が集中してみられる。これに対し、久末京徳遺跡が所在する朝来谷などの山間部については、考古学的な情報も少なく、歴史的には不明な部分が多い。このような状況のなかにあって、久末京徳遺跡の存在は山間部の歴史解明に一石を投じるものとなった。

・遺構

遺跡は、朝来野川及び谷底平野の水田を見下ろす段丘上に位置しており、遺構は3段階の変遷が想定されている。これら遺構の特徴をまとめると、以下のようになる。

- ①柵列（S A 1）などの建物群を画する施設をもつ。
- ②掘立柱建物の規模は比較的大きく、第1、第2段階の主要建物は50m²弱の面積を有する。また、庇を付すものは第3段階のみにみられ、この段階には100m²にちかい規模のものもある。
- ③倉庫は各段階に2×2間のものが1棟のみ伴う。
- ④第1、第2段階において、建物はコの字状に配置される。しかし、第3段階ではコの字状配置がみられなくなり、遺跡が北方に拡大する。
- ⑤建物がコの字状に配置された中央の空間に、地鎮や胞衣埋納に係わると思われる土器一括埋納遺構が数基集中する。

・遺物

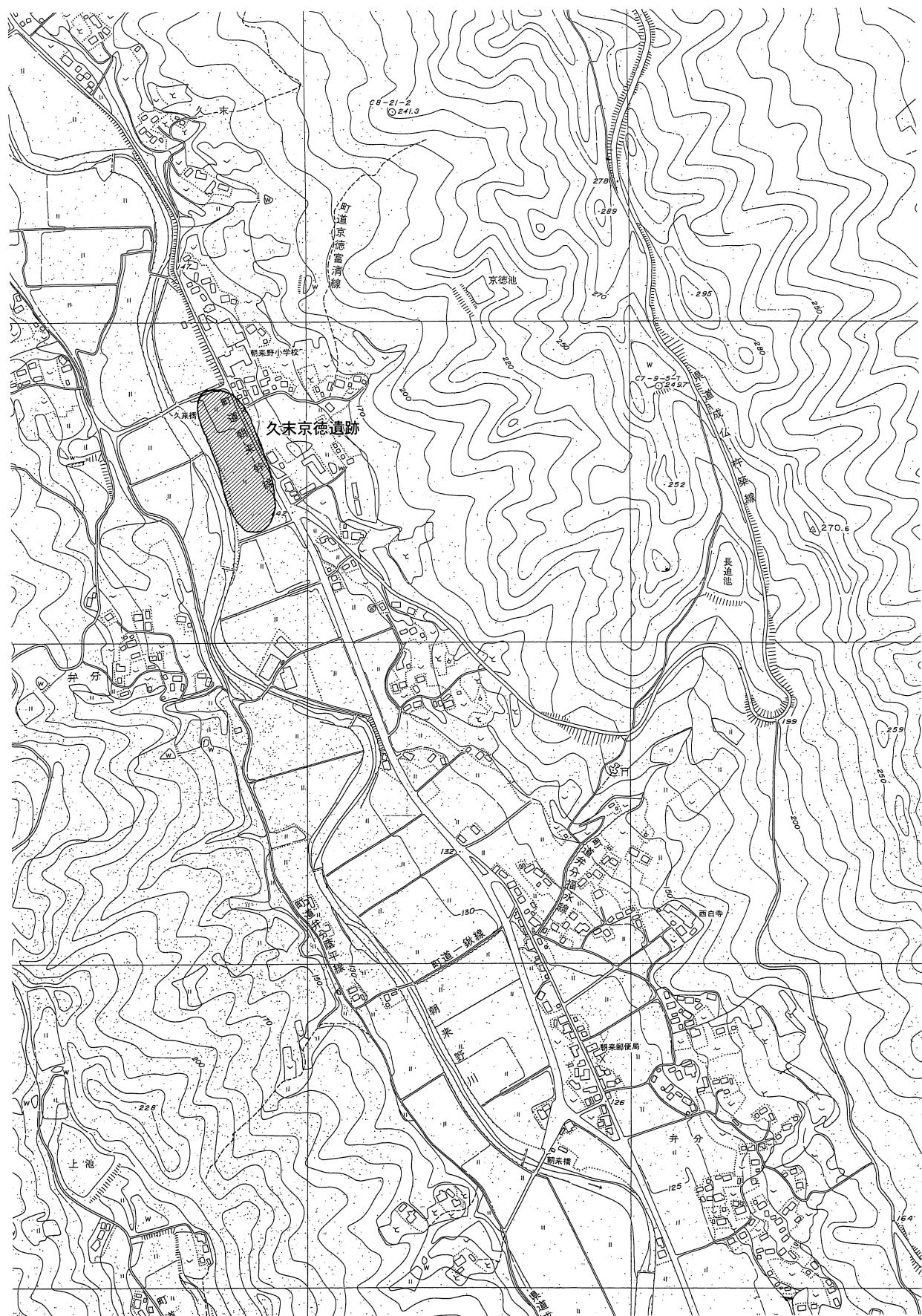
須恵器、土師器などの多くの遺物が確認されたが、これら遺物の特徴をまとめると以下のようになる。

- ①土器はⅠ期～Ⅲ期の3期に分けられる。各期の年代は、Ⅰ期が8世紀後半～9世紀初め、Ⅱ期が9世紀前半～中頃、Ⅲ期が9世紀中頃～後半に位置付けられる。
- ②塩壺、緑釉陶器など同時期の通常の遺跡ではあまりみられない遺物がみられる。加えて、京都府篠窯産の須恵器などの遠隔地よりもたらされたものがある。

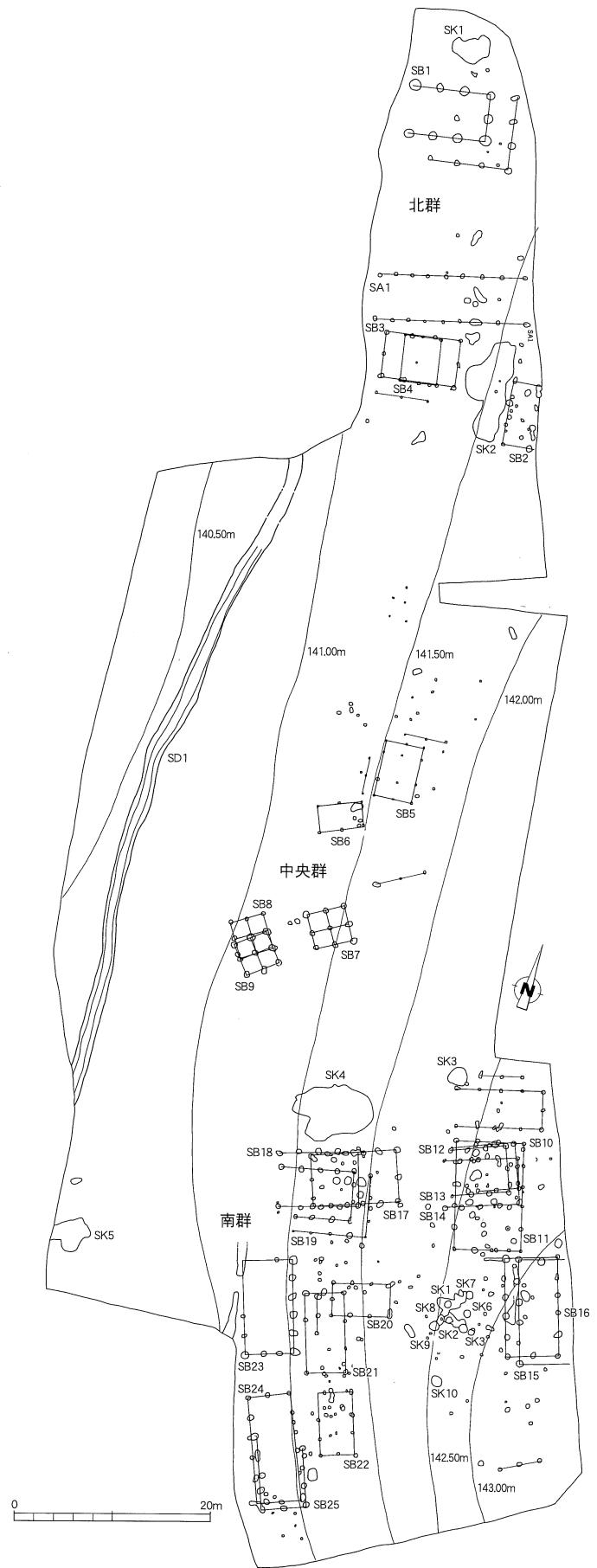
・遺跡の性格

遺跡は、建物群を含む一定地域を画する施設をもち、掘立柱建物も50m²程のものが主体を占めることなどから、明らかに一般集落よりも上位に位置付けられる。建物の配置についても、地鎮や胞衣埋納に係わると思われる土器一括埋納遺構を囲むように整然としたコの字状配されており、官衙風の配置を強く意識したものである。律令体制期における末端の地域支配を考えた場合、在地の有力首長が実務的な支配に係わっていたことが推測される。この有力首長宅はある意味において公的性を強くもつもので、官衙的な建物配置も公のイメージを地域に浸透させ、支配力の強化を意図したものであろう。コの字状に建物が配置された中央の空間にみられた地鎮や胞衣埋納に係わると思われる遺構からは、様々な儀式を取り仕切り傘下の集団員をリードする首長の姿が想像され、当時としては希少な品である塩壺や緑釉陶器などは、律令体制のより上位者との緊密なつながりを示すものであろう。

しかし、久末京徳遺跡の出現する8世紀後半以前の朝来谷の状況を考えると、その出現はあまりに唐突である。おそらく、朝来谷のみならず安岐郷の山間部全域に影響力をもつ有力首長であろうが、居館の築造地に朝来谷が選ばれたのは何故であろう。宇佐八幡宮の神事に、宇佐八幡宮から杵築市奈多八幡宮へ行幸を行う行幸会がある。通説によればその開始は天平年間で、行幸の途中、遺跡に近い牛頭の宮で一泊する。このような面からみると、朝来谷は宇佐宮と国東の各郷を結ぶルートの要衝であったと思われ、遺跡出現の背景のひとつと考えられよう。

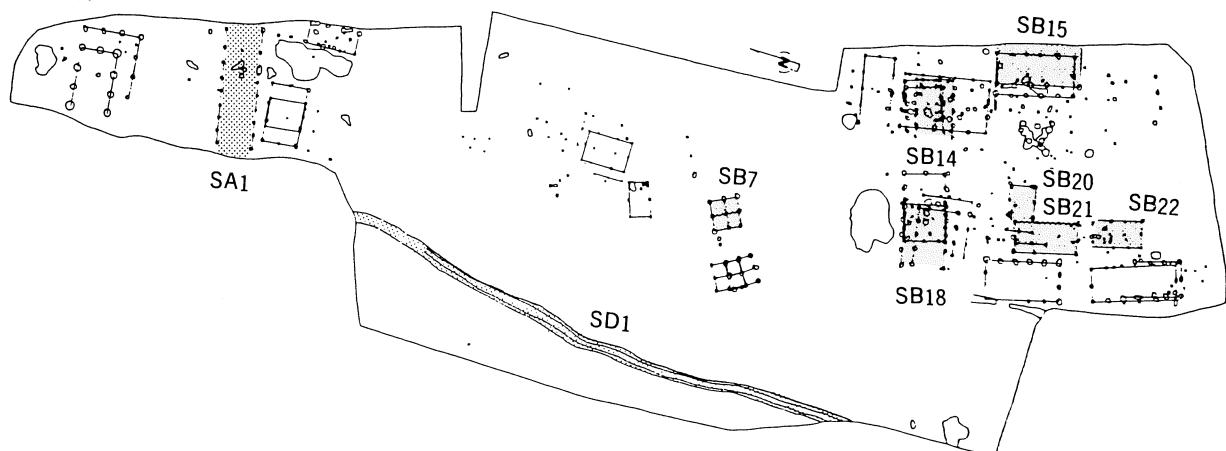


第2図 久末京德遺跡と周辺の地形

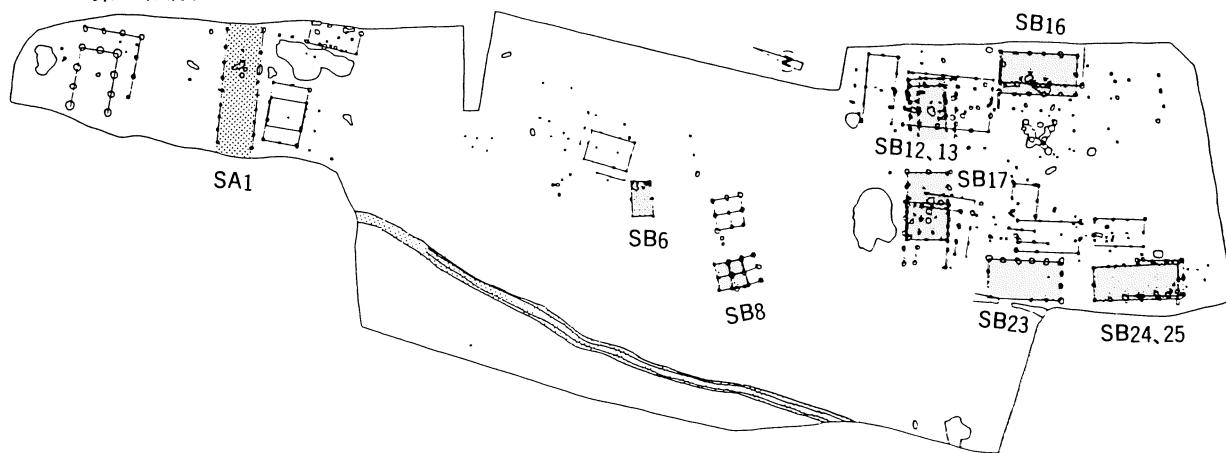


第3図 久末京徳遺跡全体図（平成元年度調査分）

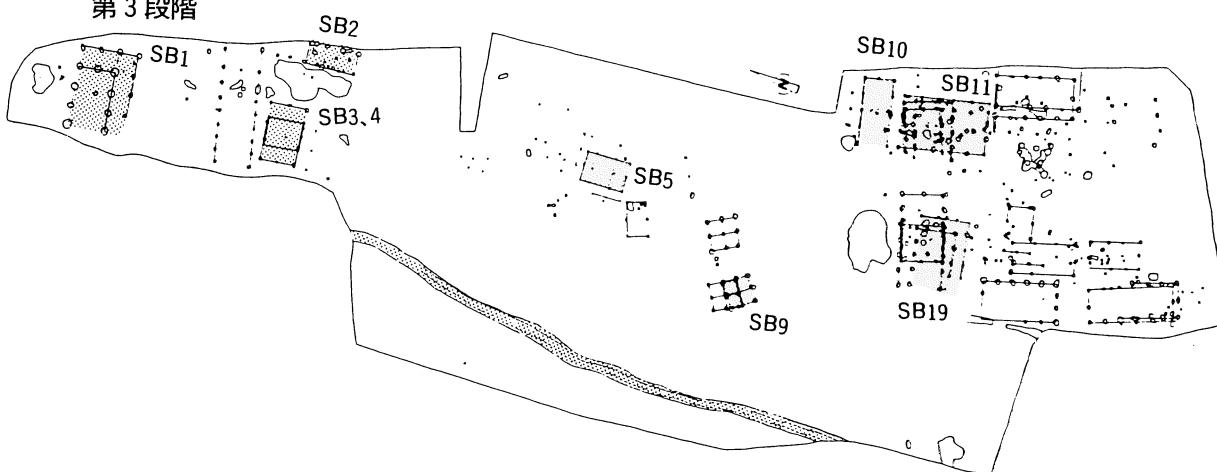
第1段階



第2段階



第3段階



第4図 久末京徳遺跡建物変遷図

第IV章 発掘調査の成果

1. 確認調査の状況

今回の調査は、県道成仏杵築線の道路改良工事に伴うものである。工事予定地は、平成元年度に県営圃場整備事業朝来地区の実施に伴い本調査が実施された部分と県道の間である。遺跡は、朝来野川とともに細長く南北方向にのびる朝来谷の左岸にあり、東側の丘陵から派生した段丘の先端に位置する。地形的にみて東側（県道側）への遺構の大きな広がりは考えにくく、前回の調査で遺跡の主要部はほぼ検出されている。そのため、今回の調査では東側を区画する施設等が検出されるのではと期待された。

確認調査は、現県道と平成元年度に本調査が行われた現水田部分との間、幅5～10m、長さ約150mにわたって実施された。調査地は、圃場整備事業終了後、県道予定地として確保されていたが、圃場整備事業の残土が残されたままであった。そのため、バックフォーによる確認調査は、困難をきわめた。

調査の結果、工事予定地の北端部で柱穴が検出された。この部分は、平成元年度調査において北群とした掘立柱建物群が確認されており、一部は東側の調査区外に及ぶものであった。検出された柱穴は、調査区外に及んだ建物を構成する可能性が高いと推定された。遺物についても、9世紀代に比定される土師器壊の小破片がわずかに検出された。しかし、他の地区では、若干の土器片がみられたものの遺構は確認されなかった。前回の調査でも、北群と中央群の掘立柱建物群の間は、遺構の空白地帯であった。東側の丘陵をみると、この部分の延長は谷になっており、浅い谷状の地形が調査区の部分まで続いていることが分かる。そのため、北群と中央群の間は、建物が配置されなかったものと想定される。また、前回調査の中央群については東側の調査区外まで及ばず、南群のコの字状配置の建物群は調査区の中にほぼ収まっており、確認調査でもこれらの隣接地では柱穴などは認められなかった。建物群の東側を画する何らかの施設が確認されるのではという期待があったが、これらについては何の手がかりも得ることができなかった。

2. 本調査の成果

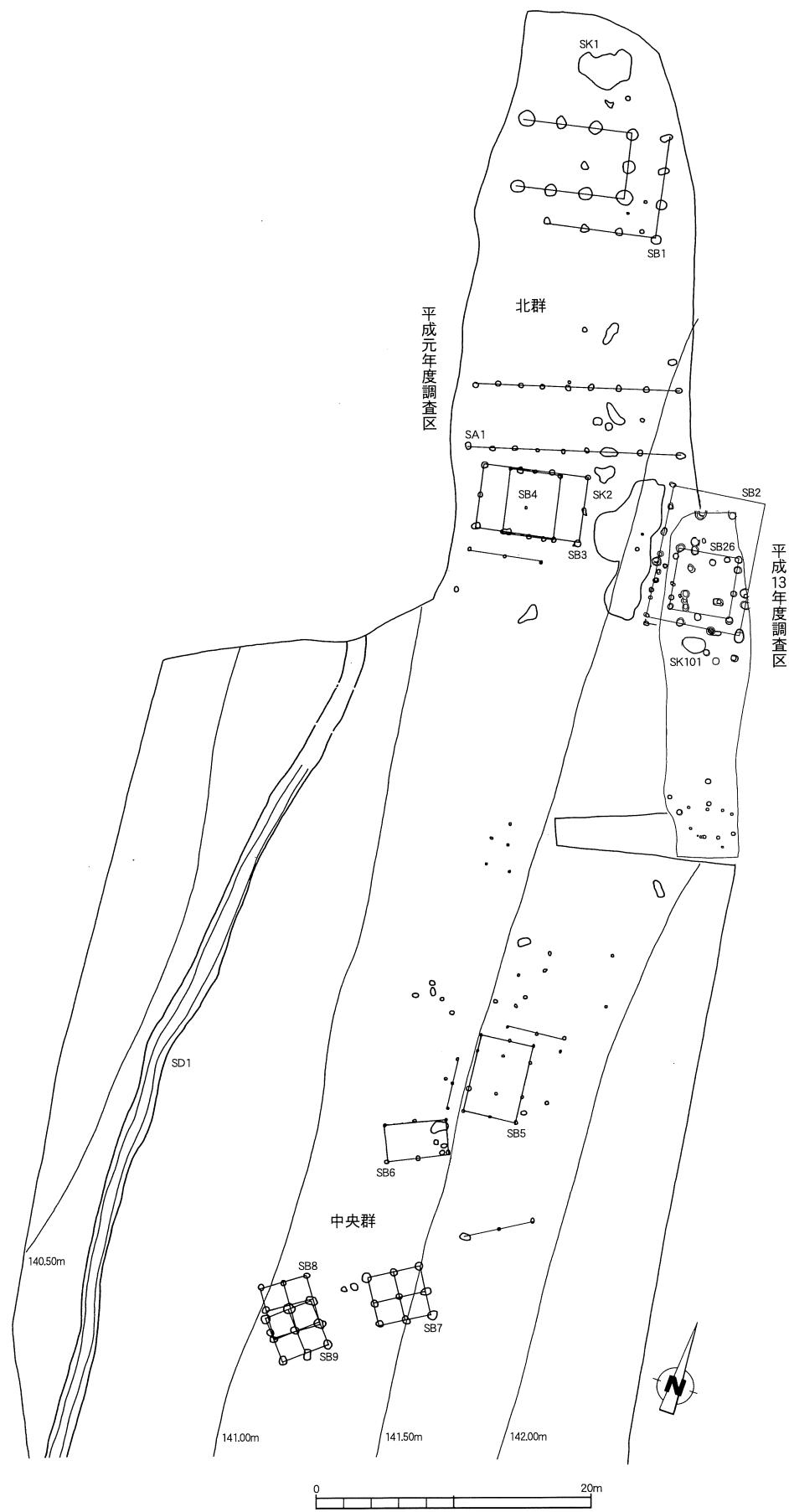
本調査は、遺構の検出された部分の約250m²で実施した。県道拡幅部分の小面積であったが、久末京徳遺跡における北群の建物群について新たな知見を得ることができた。

調査では、平成元年度調査区にやや重複するかたちで調査区を設定した。その結果、柱穴や土壙などの遺構が確認された。

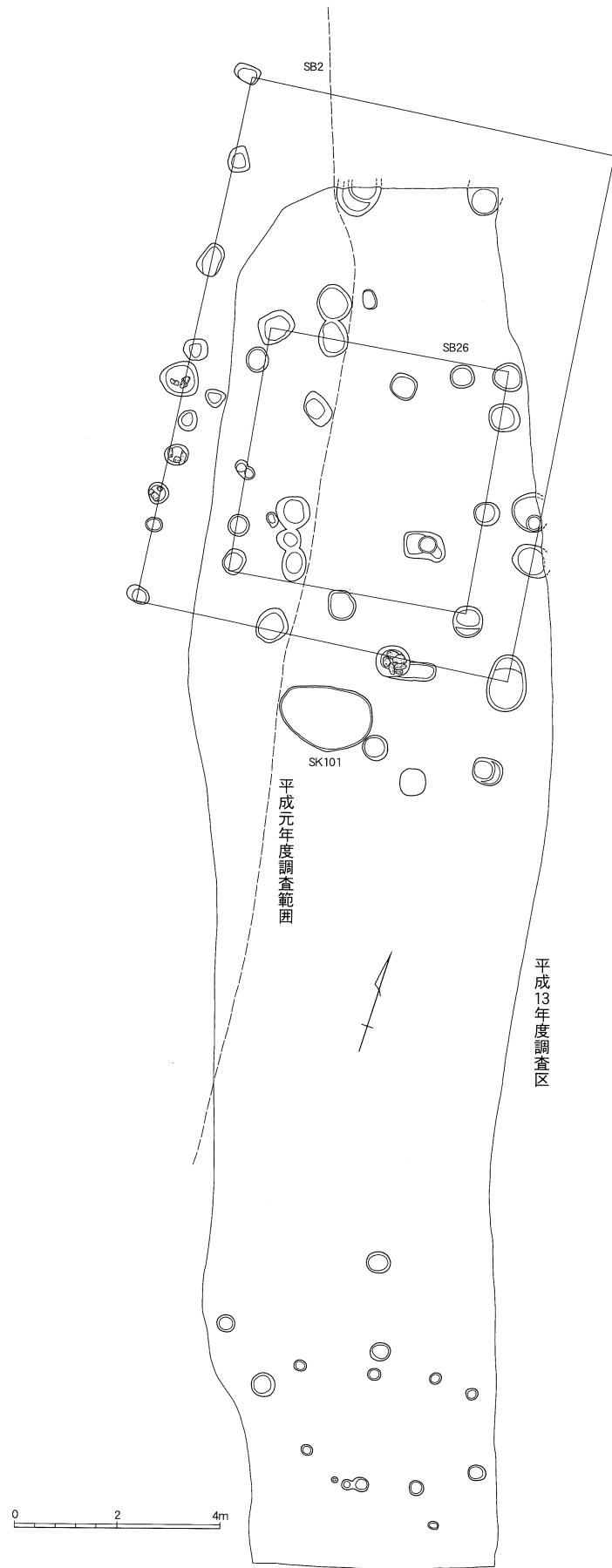
このうち、掘立柱建物跡は2棟が復元された。1棟（BS2）は、前回調査で一部が確認されていた建物跡であるが、大半が調査区外に及ぶため全容を明らかにできなかったものである。今回の調査で、前回予想したより規模が大きな建物であることが判明した。このほか、建物の復元にいたらなかった柱穴も多数ある。遺構が現在県道のある東側へも広がる状況を考えると、北群についてはさらにいくつかの掘立柱建物跡が復元される可能性が高い。

土壙については、1基が確認されたのみである。前回の調査では、建物群の周辺に不定形土壙が確認されている。不定形土壙はいずれも大型で、規模に比し遺物量が少ない状況であった。しかし、今回検出された土壙はそれらに比べると小型のものである。

遺物については、掘立柱建物跡を構成する柱穴や土壙などから検出された。すべて土師器であるが、全体として量は少ない。



第5図 久末京徳遺跡平成13年度調査区位置図



第6図 久末京徳遺跡平成13年度調査区全体図

3. 掘立柱建物跡

(1) SB 2

・建物について（第7図）

平成元年度の調査で、すでに確認されていたものである。当時は平面プラン長方形を呈する建物で、東西方向に長軸をもち、西側に庇が付されるものと推定された。大半が調査区外に及ぶものであったため、建物の規模は、梁行3間と考えられた。方位的には、北群の他の建物とほぼ同様な方位を示すものであった。

今回の調査でも建物の全容はつかめず、北側と東側が調査区外に及ぶ。しかし、平成元年度の所見とは異なり、建物は南北方向に長軸を有する長方形で、西側に庇をもつものであることが判明した。身舎の規模は、桁行5間、梁行2間と考えられ、平成元年度の推定に比べ一回り規模の大きなものであることが確認された。身舎の柱間寸法は、西側桁行が南から2.2m、2.2m、2.0m、2.3mで、調査区外に及ぶ最も北側の1間は1.7mと推定される。東側桁行は、最も南側の1間分が分かるのみで、2.4mを図る。梁行は、南側梁行が西から2.4m、2.4mである。また、西側の庇を構成する柱列は、身舎の西側桁行から2.6mにある。柱間寸法は、南から2.0m、2.4m、2.4m、2.0m、1.6mである。

建物面積は、身舎部分で推定49.92m²で、同時期の一般的な建物に比べるとかなり大型である。前回の調査で確認された久末京徳遺跡の建物では、主要建物の多くが45～50m²の規模をもつ。SB 2についても、規模的には遺跡内の主要な建物と同程度ということができる。

建物方位はN 5° Wで、同じ北群の建物と同様な方位を示す。

前回の調査では、久末京徳遺跡の建物変遷をⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期に分けて考えている。SB 2の位置する北群の建物はいずれもⅢ期に位置付けられている。SB 2の東側には、東西方向に長軸をもつSB 3がみられる。SB 3の北側桁行のラインが、SB 2の北側梁行のラインと一致しており、建物配置に強い規格性がうかがえる。Ⅰ期、Ⅱ期の建物が南群及び中央群のみに限定されたのに対し、Ⅲ期は北群にまで拡大する。

・遺物について（第8図）

建物を構成する柱穴から土器が検出された。いずれも破片資料で、完形品はない。以下、図上復元できたものについて図示する。土器はすべて土師器で、高台付き椀、壺がみられる。時期は、いずれも9世紀後半に比定される。

1は土師器の高台付き椀で、復元口径15.4cm、高台径8.5cm、器高6.0cmを測る。高台は底部の端に付されており、外側に強く張る。高台も比較的高く、約1cmを測る。外底面は回転ヘラ切りと推定されるが、切り離し後ナデられている。体部はほぼ直線的に口縁部までのびるが、底部ちかくでやや丸みをもつ。口縁端部は、肥厚気味に丸く仕上げる。体部の調整は、内外面とも回転ナデである。

2は土師器の壺である。口径に比し器高が低い器形を呈するもので、復元口径14.8cm、復元底径9.0cm、器高4.2cmを測る。底部切り離しは回転ヘラ切りで、切り離し後ナデされている。体部は底部から斜方向に立ち上がり、口縁部にむかい直線的にのびる。体部の調整は内外面とも回転ナデが施され、内底面には指ナデもみられる。また、底部から体部にかけての器壁の厚みは、ほぼ同様で、体部立ち上がり部がやや厚めである。

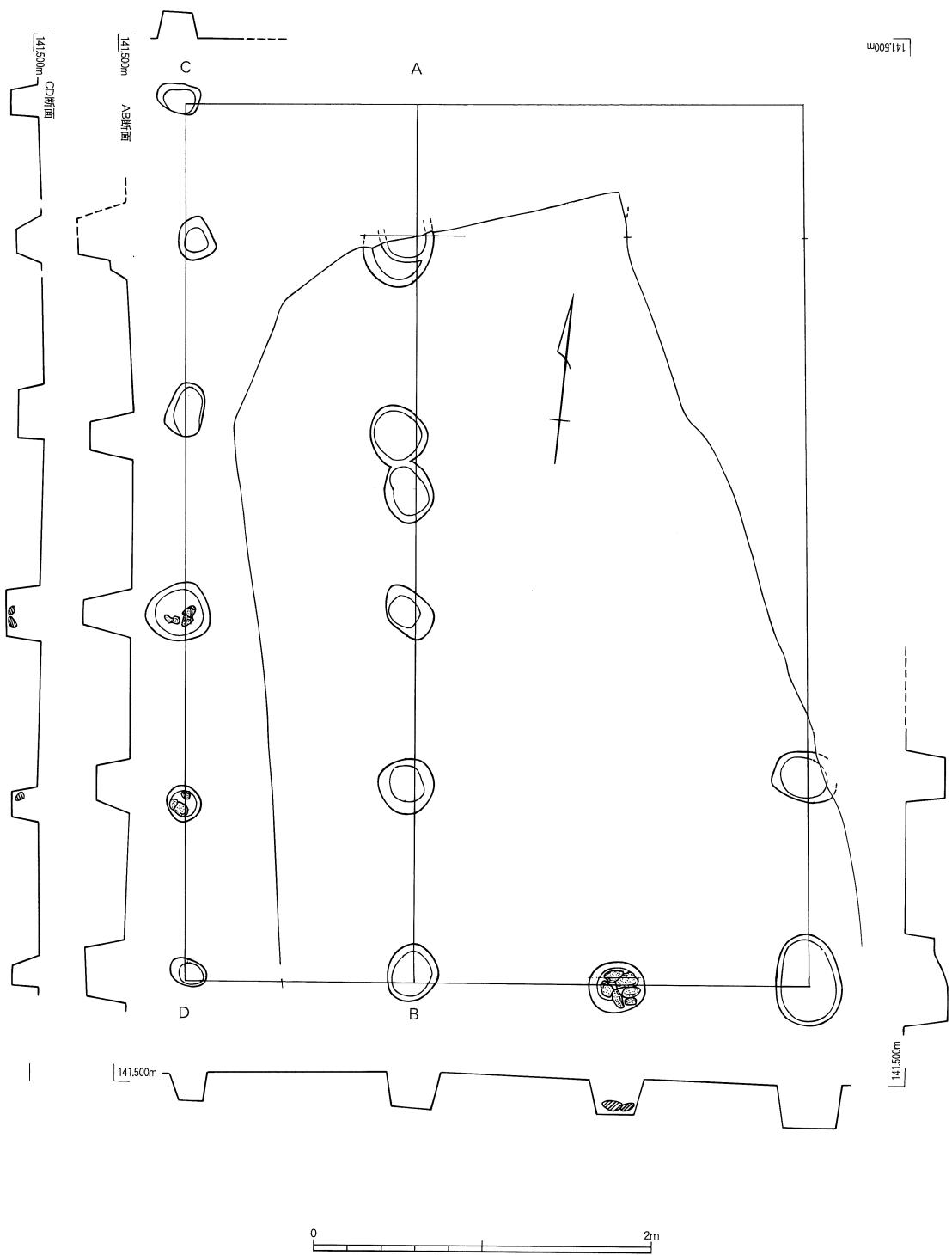
3は土師器で、体部下半を欠く資料である。復元口径13.3cmを測り、体部下半が丸みをもち、口縁部にむかい緩やかに外反する。調整は、内外面とも回転ナデである。

4は土師器で、復元口径13.2cmを測る。底部を欠くものであるが、体部が斜方向にのび、口縁部にいたることが分かる。内外面とも回転ナデ調整で、外面にはロクロ痕が残る。

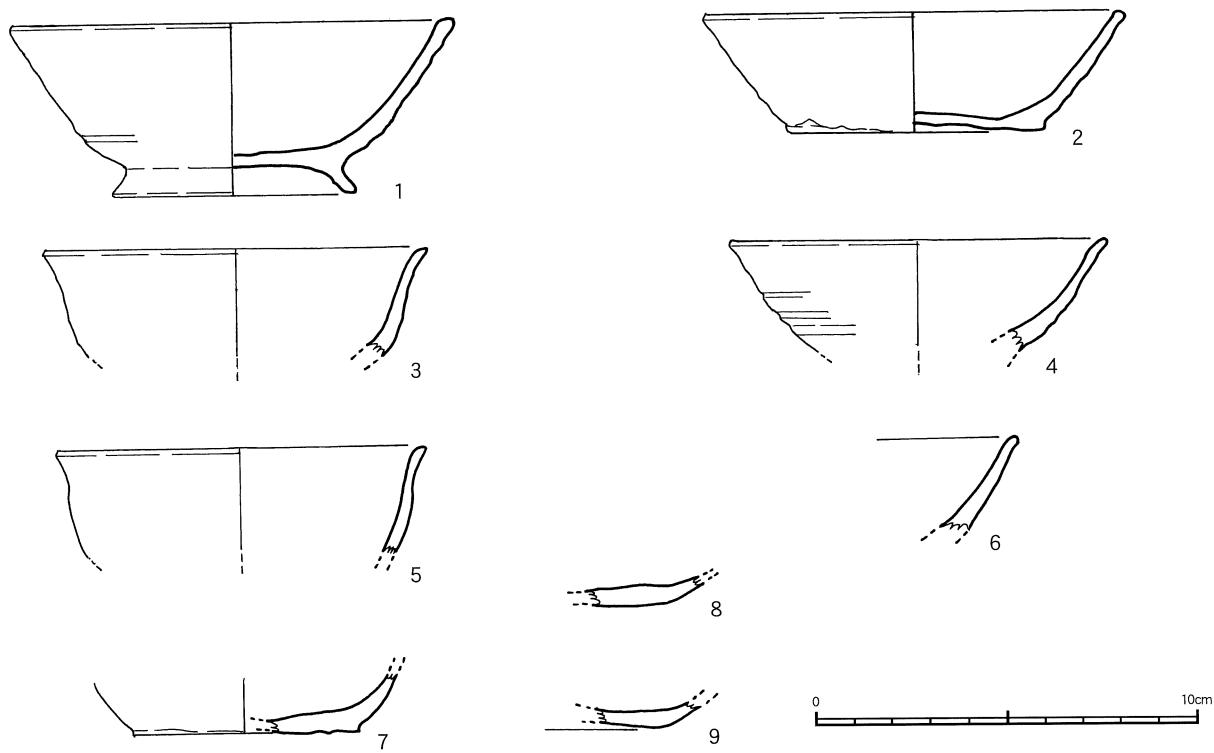
5も底部を欠く土師器のある。体部下半はやや内湾気味に立ち上がり、上半が緩やかに外反する。内外面ともナデ調整である。

6は小破片のため、口径の復元はできなかった。土師器の壺で、直線的にのびる口縁部がわずかに外反気味である。

7～9は、土師器壺の底部である。7は復元底径8.0cmを測り、底部切り離しは回転ヘラ切りである。8、9については、底径の復元ができず、底部切り離しも不明である。



第7図 久末京徳遺跡SB2



第8図 久末京徳遺跡SB2出土土器

(2) SB 26

・建物について（第9図）

SB 26は、SB 2と重複した位置にある。建物を構成する一部の柱穴は、平成元年度の調査で確認されていたが、建物を復元するにはいたらなかった。

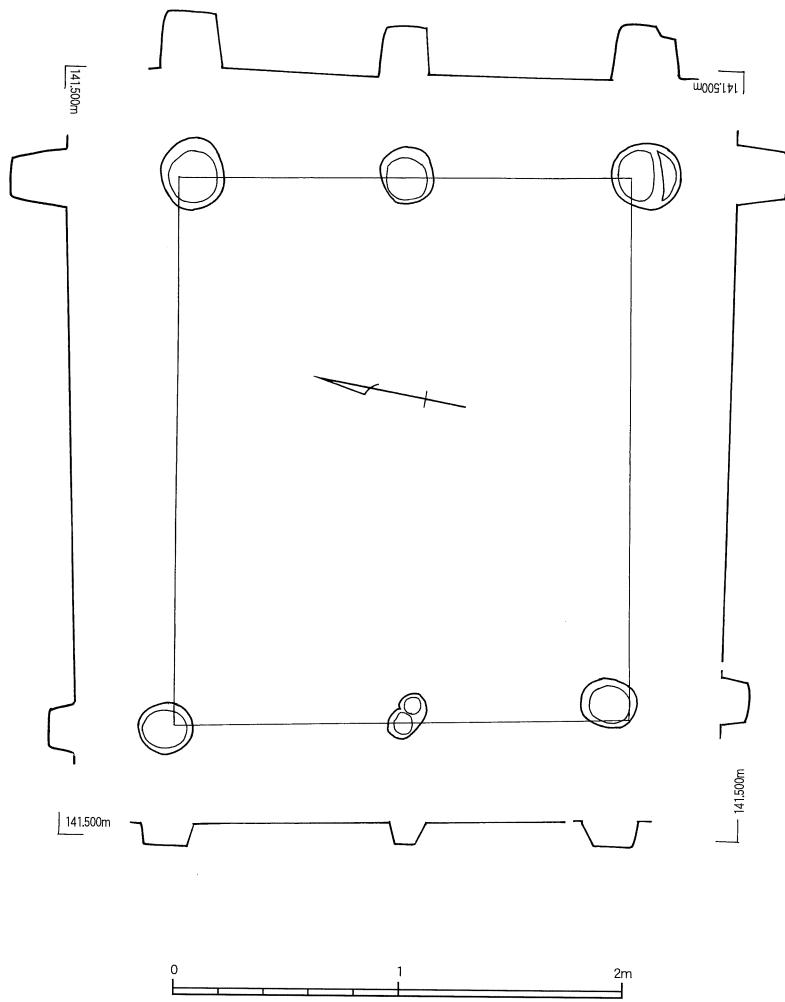
建物は、東西方向に長軸をもち平面プラン長方形を呈するものである。建物の規模は、桁行1間、梁行2間で、非常に小規模である。柱間寸法は、桁行が南北とも4.8m、東側梁行が南から2.0m、2.0m、西側梁行が南から2.0m、2.0mを測る。

建物を構成する柱穴には、柱痕跡はまったく残っていなかった。柱穴の掘り方規模は0.3～0.5mで、SB 2の掘り方に比べると規模が小さい。

建物面積は19.2m²で、SB 2の身舎に比べて半分以下である。SB 26の東側に、SB 3と重複しSB 4がみられる。SB 4の建物面積は17.28m²で、SB 2とちかい規模であることが分かる。柱穴配置も同じであることから、建物の機能も同様なものであろう。

建物の方位はN80°Eで、北群の他の建物とほぼ同様なものである。

北群の建物は、久末京徳遺跡Ⅲ期に位置付けられるものであるが、重複が見られることから、北群のⅢ期建物も建替えが行われていたことがわかる。



第9図 久末京徳遺跡SB26

4. 土 壤

(1) SK101

・遺構について（第10図）

SK101は、SB2の南側0.8mに位置する。

平面形態は橢円形を呈し、長径1.8m、短径1.2mを測る。底面はほぼ平坦で、深さは0.05~0.1mと比較的浅いものである。

土壤からは少量の土器が検出された。いずれも小破片で、流れ込みの状態であった。土壤がどのような性格をもつものかは不明である。

土壤の時期は、9世紀後半に位置付けられる。

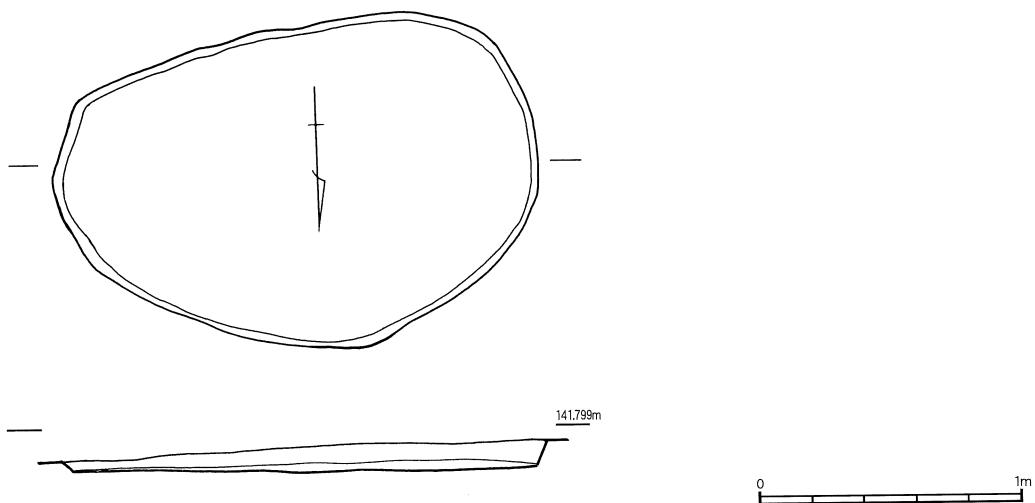
・遺物について（第11図）

10は土師器の高台付き椀で、復元口径13.9cm、器高6.1cm、復元高台径8.2cmを測る。高台は底部の端に付され、ほぼ直立気味に立つ。体部は直線的に口縁にいたり、内外面とも回転ナデにより仕上げられている。

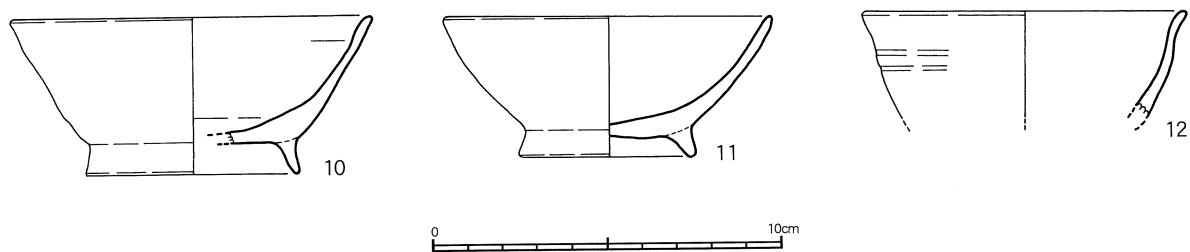
11も高台付き椀であるが、10に比べ一回り小さい。法量は、復元口径12.6cm、器高5.4cm、高台径6.8cmを測る。体部はやや内湾気味に口縁いたる。

12は土師器の壺か。底部を欠く資料で、復元口径は12.4cmを測る。体部下半はやや内湾気味で、上半が緩やかに外反する。

以上の土器は、9世紀後半に位置付けられる。



第10図 久末京徳遺跡SK101



第11図 久末京徳遺跡SK101出土土器

5. その他

・遺物について（第12図）

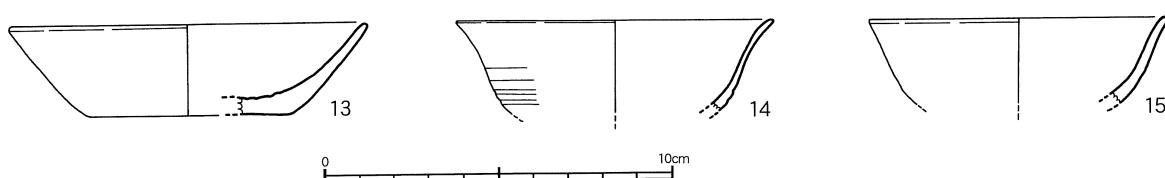
表土剥ぎや遺構検出作業中に若干の土器片が検出された。

13は土師器の壺で、復元口径13.8cm、器高3.5cm、復元底径8.0cmを測る。口径に比し、器高が低いものである。体部は斜方向に直線的にのび、内外面回転ナデ仕上げである。

14は土師器の壺か。底部を欠く資料で、復元口径12.2cmを測る。体部下半は丸みをもち、中程から口縁にむかいで大きく外反する。調整は内外面とも回転ナデで、外面体部下半には口クロ痕が残る。

15も土師器の壺と思われる。やはり底部を欠くもので、復元口径は11.5cmを測る。体部内外面の調整は、磨滅のため不明である。

以上は、9世紀後半に比定されよう。



第12図 久末京徳遺跡その他の出土遺物

第V章 まとめ

国東半島地域における8～9世紀の遺跡

1

久末京徳遺跡の位置付けについては、平成元年度調査の報告書（註1）の中で、検討が行われている。しかし、久末京徳遺跡の調査後、報告書の刊行や調査により明らかになった国東半島地域における8～9世紀代の遺跡（第13図）は、かなりの数にのぼる。ここでは、これら遺跡の調査成果を検討し、久末京徳遺跡を含む国東半島地域の8～9世紀代について若干のまとめを行う。

2

国東半島地域における8～9世紀の遺跡のうち、主なものについて具体的な状況をみていく。

・久末京徳遺跡（東国東郡安岐町大字朝来字京徳）

久末京徳遺跡（註1）は、安岐郷の山間部に位置する。平成元年度の調査では、3棟の倉を含む25棟の掘立柱建物が確認され、一部に柵状の区画施設がみられる。また、西側にも溝が確認されており、平成元年度の調査では屋敷区画施設と考えているが、段丘の外縁に地形に沿い掘られており、水田への水を供給する用水路である可能性が高い。建物群はI～III期にわたる変遷が考えられ、I期とII期では建物がコの字状に配置される。コの字状配置がなされた中央の空間部では、土器一括埋納遺構が検出されており、この空間が祭祀の場として利用されたことを示している。遺跡から検出された遺物としては、綠釉陶器、塩壺などの搬入品がみられるが、文字関係資料は確認されていない。

・飯塚遺跡（東国東郡国東町飯塚）

飯塚遺跡（註2）は、田深川右岸の河口近くに位置するもので、古代の国崎郷に属する。平成4年度の調査で、すでに古代の掘立柱建物跡が確認されていたが、平成10、11年度の調査では掘立柱建物、柵列状遺構とともに木簡や墨書き土器などが検出された。建物のうち、側柱建物は12.4～50.8m²、倉と推定される総柱建物は8.8～29.6m²の規模をもつ。遺物も前述した木簡や墨書き土器に加え、多量の土器や越州窯青磁、綠釉陶器、塩壺、転用硯、石帶などがみられる。本遺跡は、船が直接出入りできる場所にあり、津的な役割も担うものであったと考えられる。

・信重遺跡（西国東郡香々地町大字上香々地字信重）

信重遺跡（註3）は、竹田川下流域に形成された海岸平野の付け根付近の低位段丘上に位置し、古代の伊美郷に属する。遺跡の北側には、香々地条里が展開する。掘立柱建物のほかに、不定形土壙、鍛冶炉、土器一括埋納遺構などが検出された。建物は倉をもたず、規模は21.28～44.16m²である。遺物として、注目されるのは石帶である。

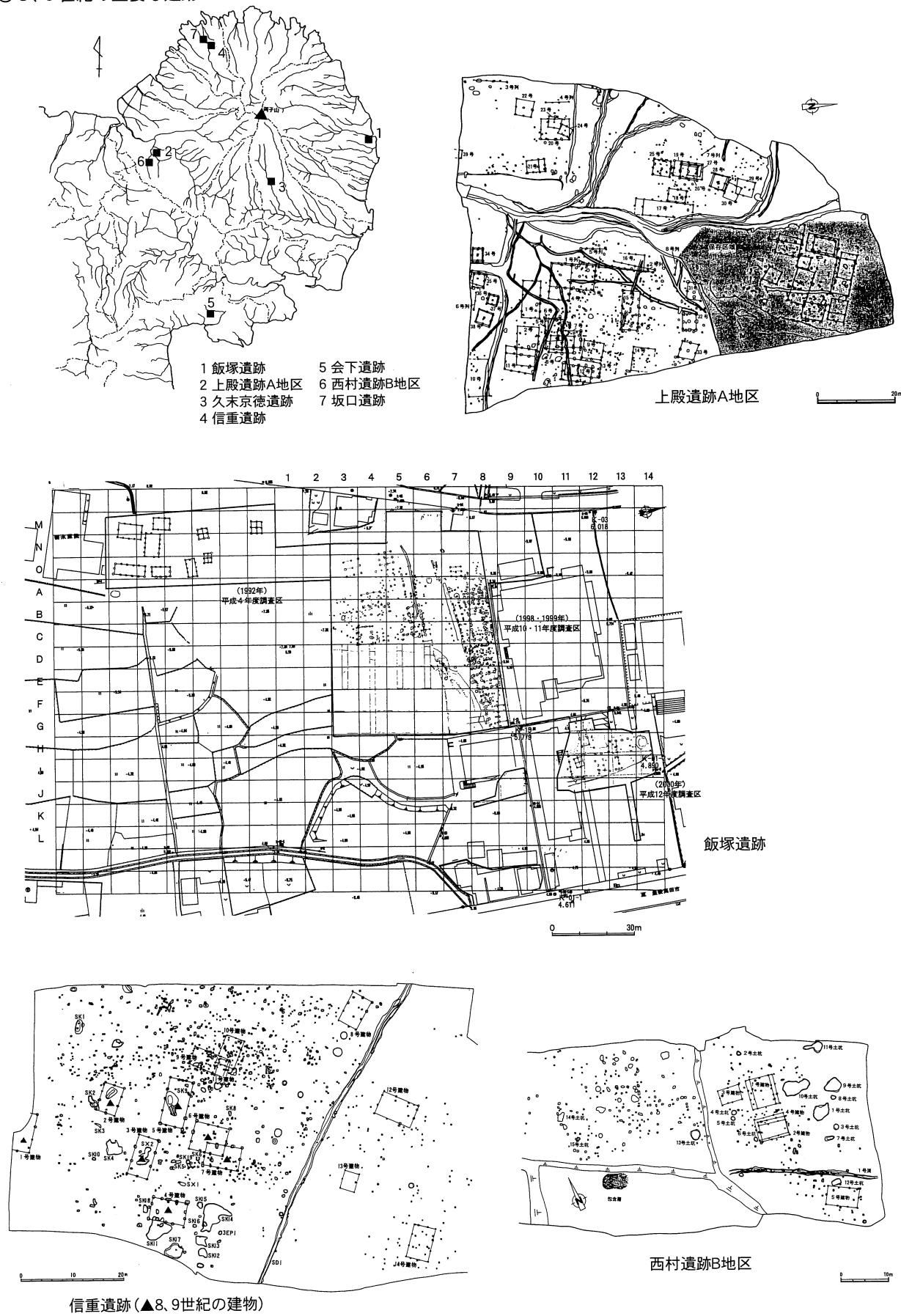
・上殿遺跡A地区（豊後高田市大字来縄字上殿）

上殿遺跡A地区（註4）は、桂川右岸の自然堤防上に位置するもので、古代の来縄郷に属する。遺跡は広い範囲に展開するが、A地区では44棟の掘立柱建物が確認された。うち側柱建物が22棟、倉に推定される総柱建物が22棟である。建物は一部コの字状配置をなす。遺物としては、刻書き土器、円面硯、転用硯などのほか、青銅製太刀金具などが確認された。

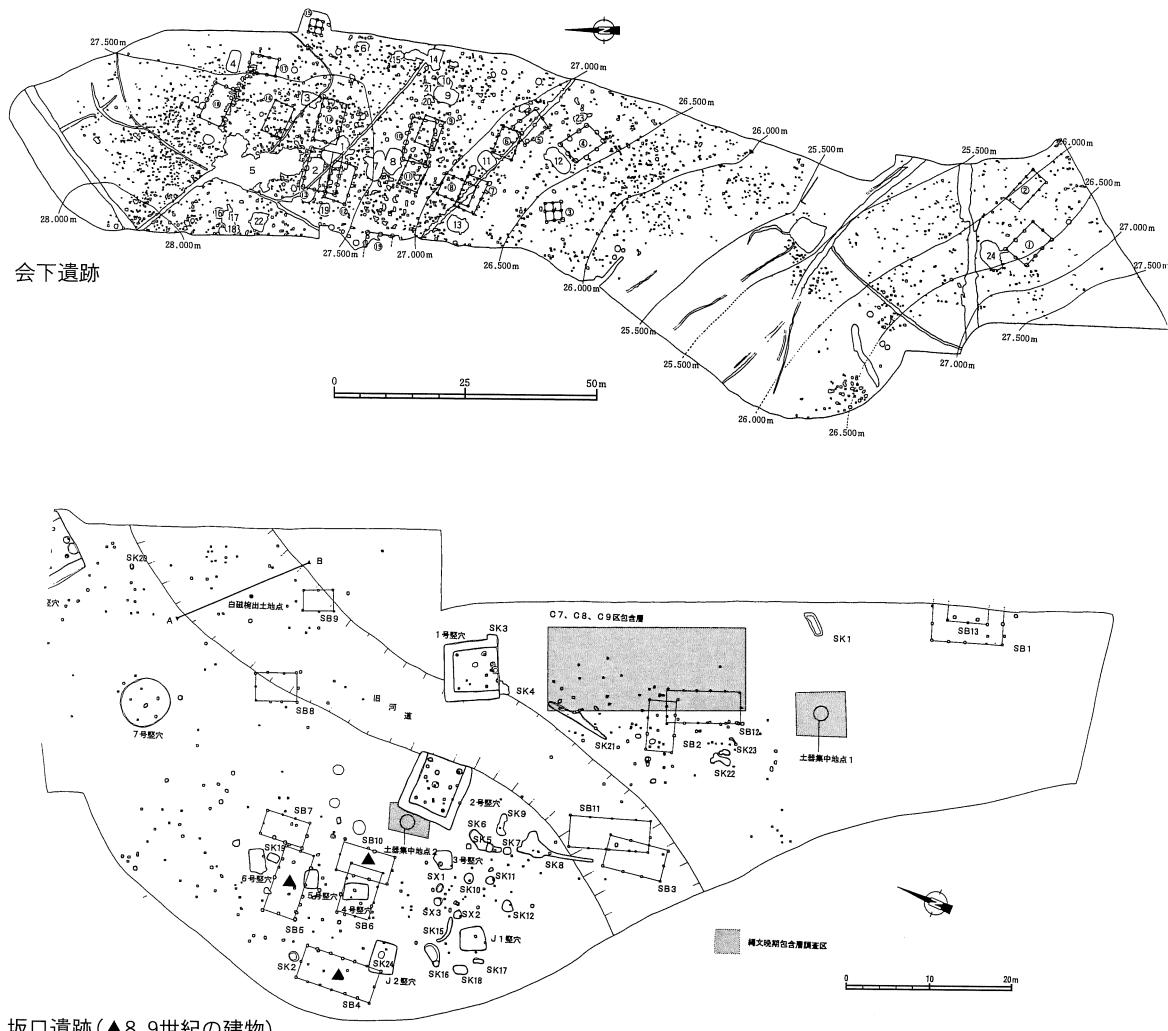
・会下遺跡（速見郡日出町大字大神字会下）

会下遺跡（註5）は、速見郡に属する。遺跡は緩傾斜地にあり、掘立柱建物19棟などが確認された。このうち総柱の倉は2棟である。側柱建物は19.6～36.8m²、総柱建物は5.8～8.7m²の規模である。注目される遺物として石帶がみられる。

○ 8、9世紀の主要な遺跡



第13図 国東半島地域における8、9世紀の遺跡(1)



第14図 国東半島地域における8・9世紀の遺跡(2)

表1 国東半島地域における8-9世紀の遺跡

遺跡名	分類	遺物				構										祭祀遺構		
		遺物量	文字関係資料	主な搬入土器	威信財	祭祀遺物	区画施設	建物配置	側柱建物面積別棟数(m ²)			総建物面積別棟数(m ²)						
									~10	~20	~30	~40	~50	~60	~10	~20	~30	~40
飯塚遺跡	I	◎	木簡、 墨書き土器、 刻書き土器、硯	塩壺 緑釉陶器 越州窯青磁	石帶	斎串 呪符	有	不明	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上殿遺跡A地区	II A	○	刻書き土器、硯	塩壺 緑釉陶器 窯窓壺	青銅製 太刀金具	土製模造鏡 土馬	無	コの字状配置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
久末京徳遺跡	II A	○	なし	塩壺 緑釉陶器 窯窓壺	なし		一部有	コの字状配置	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
信重遺跡	II B	○	なし	窯窓壺	石帶		無				●							
会下遺跡	II B	○	なし		石帶		無		●	●	●	●			●			なし
西村遺跡B地区	III	△	なし		なし		無		●	●	●							なし
坂口遺跡	III	微	なし		なし		無		●	●	●							なし

* 遺物量 ○かなり多量 ○多量 △少量

・西村遺跡B地区（豊後高田市大字佐野字西村）

西村遺跡B地区（註6）は、桂川を挟み上殿遺跡A地区とほぼ対峙する位置にある。遺跡からは5棟の掘立柱建物が検出されたが、倉はみられない。建物はいずれも側柱建物で、15.0～28.0m²の規模をもつ。遺物的には、目立ったものではなく、土師器壺などが確認されるのみである。遺構の規模、遺物の質・量とも上殿遺跡A地区とは大きな差がある。

・坂口遺跡（西国東郡香々地町大字香々地字坂口）

坂口遺跡（註7）は、信重遺跡の北側に位置する。縄文から中世にいたる複合遺跡だが、古代の建物が3棟確認された。いずれも側柱建物で、倉と思われる総柱建物はない。遺物は非常に少数で、土師器の破片資料がわずかに柱穴から検出されたのみである。

3

国東半島地域における8～9世紀代の遺跡について、その特徴をまとめると表1のようになる。これらの遺跡は、各々のもつ特徴からI群～III群に分類される。

・I群

飯塚遺跡をあげることができる。

遺物の面からみると、①絶対的な遺物量が多い、②墨書き土器、刻書き土器、木簡、転用硯など文字に関する資料が多い、③塙壺、緑釉陶器、越州窯青磁などの搬入土器が多い、④威信財として石帶がみられる、以上のような特徴を挙げることができる。①については、後段で述べるII群、III群の遺跡と比べ、土器を中心とする遺物の量が圧倒的に多い。土器は主に壺、椀、皿などの供膳用のものが主となるが、通常の日常生活の使用量からすれば極めて多量で、広い意味における祭祀的行為などに使用されたとの想定も可能であろう。②のうち木簡は、遺跡によっては残存しないこともあるので、調査で確認されていない遺跡で全くそのようなものは存在しないとは言い切れない。しかし、全国的な状況をみると、地方における木簡の検出遺跡は希少で、一般集落を超えた位置付けの遺跡が多い。墨書き土器、刻書き土器については、これらがどのような目的に使用されされたか問題は残るが、木簡と併せ識字能力を有する人々の存在を示唆するものである。さらに、転用硯の存在を考えれば、遺跡において実際に文字が使用されていたことが分かる。当時の文字の使用は、寺院などの宗教施設のほかでは、役所的機能をもつ施設あるいはそれらに属する人々の屋敷などに係わる可能性が高い。

遺構の面では、①区画施設がある、②建物の規模が大きいことがあげられる。①については、部分的な調査ではあるが柵状施設及び溝による区画施設が確認されている。II群の遺跡でも久末京德遺跡において、一部に区画施設が認められるが、II群では大勢として明確な区画施設をもつことはない。②の建物のうち、側柱建物は建物面積50m²を越えるものがみられる。また、倉と想定される総柱建物については、20m²を越え30m²ちかいものがあるなど、II群の遺跡に比べ建物規模が大きい。特に倉については、2間×2間と柱数はII群の遺跡と変わらないが、建物規模が20m²を越えるものがあり、規模の面においてII群のものと大きな差がみられる。建物配置については、調査が遺跡全面に及んでないため、コの字状配置などの定型化したものであるか不明である。また、土器一括遺構などの祭祀遺構についても、現状では確認されていない。

I群の遺跡は、様々な面でII群やIII群と際立った差をもっており、その差は著しい。よってI群は、地方官衙のクラスに位置付けられよう。飯塚遺跡は、遺跡の位置に加えその規模や内容からみて、官衙のなかでも郡衙関連の施設と推定されている。

・II群

上殿遺跡A地区、久末京德遺跡、信重遺跡、会下遺跡があげられる。

遺物の面では、①遺物量は一定量がみられるもののI群ほどの量はない、②文字に関する資料がみられる遺跡とみられない遺跡がある、③他地域からの搬入土器がみられるが質・量ともI群に劣る傾向にある、④石帶、青銅製太刀金具などの威信財を持つ遺跡がある、以上のような特徴が挙げられる。①については壺、椀、皿などの

土器が主体であるが、量的にはⅠ群に比し著しく劣る。これらの土器の多くが、広い意味での祭祀や儀礼に係わるものであるとすれば、その差が遺跡の性格の差を示すものであろう。②に関するものは上殿遺跡A地区のみで確認されており、刻書土器と円面硯、転用硯がみられる。しかし、他の3遺跡では文字関係資料はみられない。③については、綠釉陶器、京都府篠塙産須恵器、塩壺などみられ、会下遺跡ではⅡ群の中にあっても少ないようである。④については、信重遺跡と会下遺跡で石帶が、また上殿遺跡A地区で青銅製太刀金具が確認されている。

遺構については、①部分的に区画施設を有する久末京徳遺跡の例もあるが、全体として明確な施設を持たないものが多くなる。②建物がコの字状配置されるものがみられる。③建物規模は、側柱建物で言えばⅠ群に匹敵するものを持つ遺跡と、やや小型の一群で構成される遺跡がある。④土器一括埋納などの祭祀遺構がみられる遺跡がある、以上の特徴が挙げられる。①の区画施設をもつものは、久末京徳遺跡のみである。しかし、久末京徳遺跡の区画施設は四周を囲むものではなく、一部分を画するのみである。②の建物配置については、上殿遺跡A地区と久末京徳遺跡において明確なコの字状配置がみられる。しかし、これらコの字状配置についても、正殿を中心には左右対称に規格的な配置をとるものではない。③の建物規模について、側柱建物ではⅠ群に匹敵する50m²以上の規模を有する建物をもつ上殿A遺跡と久末京徳遺跡に対し、主として30m²代以下の建物のみとなる信重遺跡と会下遺跡がある。しかし、総柱建物については、上殿遺跡A地区と久末京徳遺跡が10m²代、会下遺跡では10m²以下、信重遺跡では存在しないなどと、Ⅰ群とは規模の面などにおいて明らかな差異がみられる。以上のように、側柱建物及び総柱建物を含め、建物規模についてはⅠ群に劣り、Ⅱ群の中でも遺跡において相対的な違いがみられる。④の祭祀遺構については、会下遺跡ではみられず、他の3遺跡で確認されている。久末京徳遺跡では、コの字状に配置された建物の中央の空間に、土器一括埋納遺構がみられる。また、信重遺跡でも、建物が部分的にコの字状配置された空間内に土器一括埋納遺構が確認されている。さらに、上殿遺跡A地区においても土器一括埋納遺構がみられる。これらは、地鎮など何らかの祭祀行為が行われたことを示すもので、久末京徳遺跡や信重遺跡の例から、コの字状配置された建物の中央の空間などが祭祀の場として利用される共通性がうかがえる。

以上のⅡ群は、在地の有力首長宅と考えられる。その内容からⅡ群A（上殿遺跡A地区、久末京徳遺跡）、Ⅱ群B（信重遺跡、会下遺跡）に分けられる。Ⅱ群Aは、官衙風のコの字状建物配置をとり、文字資料や搬入土器、倉と想定される総柱建物の規模等がⅡ群Bよりも勝るなど、Ⅱ群のなかでも優位性がうかがえる。よって、実務的な行政機能を兼ね備える郷のリーダー的首長居宅であることが想定される。具体的には、官衙に次ぐクラスであるが、建物をコの字状に官衙風配置するなど、公性を強くアピールするものである。これに対し、Ⅱ群BはⅡ群Aよりも相対的に下のランクに位置付けられる首長宅と思われる。やはり、実務的な行政機能を担う場面もあったと推定されるが、建物配置がコの字状配置をとらないことから、実務的にも視覚的にも公性はⅡ群Aに比べ低かったものと思われる。

・Ⅲ群

西村遺跡A地区、坂口遺跡がこれに相当する。

遺物では、①遺物量が少なく、②文字関係の資料がなく、③搬入土器もほとんどみられず、④石帶などの威信財は持たない、といった特徴があげられる。①の遺物量については、Ⅰ群やⅡ群との差は大きく、坂口遺跡などでは、土器の破片資料がわずかに確認されているのみである。ただ、西村遺跡A地区と坂口遺跡の間でも遺物量に差があり、Ⅲ群の遺跡の中でもその状況は様々である。②、③、④については基本的にみられない。

遺構の面では、①区画施設をもたない、②明確なコの字状配置をなさない、③建物については、総柱の倉はもたず、側柱建物の規模についてはⅡ群よりもやや小さな傾向にある、④土器一括埋納遺構などの祭祀遺構はみられない、などの特徴が挙げられる。このうち①について、建物群を囲む区画施設は基本的に有さず、加えて建物群の広がる範囲そのものもⅡ群などに比べると狭い。区画施設がないので明確な屋敷地の広さを明確にできないが、建物群の広がりは屋敷地の広さに比例すると思われ、このようにみればⅡ群と比較すると屋敷地はかなり狭いようである。②に関して、基本的な単位が建物3棟前後からなることから、同質の建物をコの字状に配するというような規格性をもった配置状況にはなり得ない。③の建物規模については、Ⅱ群と極端な違いはない

いものの、棟数については明らかに少なくなる。④について今回取り上げた遺跡では確認されていない。しかし、地鎮などに係わるものであれば、規模、内容などを問わなければⅢ群の遺跡においても検出される可能性はある。

Ⅲ群の遺跡は、律令社会を構成する基本的な単位である。今回みた遺跡では倉をもたないが、倉をもつ場合も考えられ、建物の規模や数、祭祀遺構の有無等々と併せ、Ⅲ群の遺跡は複雑な内容をもつものと思われる。今後の資料増加により、更なる検討が必要である。

4

前段では、国東半島地域における8～9世紀代の遺跡について検討した。ここでは、それらを踏まえつつ、水田開発や遺跡の立地等も視野に入れ、国東半島地域の古代前半の状況を考える。

古代における大部分の国東半島地域は国崎郡に属し、郡内には安岐郷、武藏郷、国崎郷、伊美郷、来縄郷、田染郷の6郷が設置されていた。各郷は、半島中央の両子山から放射状に派生する細い谷により構成され、主要な谷には律令社会の基盤となる条里水田がみられる。条里水田の成立は、田染郷内の上野条里（註8）、伊美郷内の香々地条里（註9）、安岐郷内の塩屋条里（註10）、来縄郷内の荒尾・払田条里（註11）などの調査により、8～9世紀段階には成立していたであろうと推定されている。条里水田成立の段階は、国東半島地域の水田開発史において大きな画期となるものである。

この段階の具体的な状況を、伊美郷内の香々地条里周辺の場合でみてみよう（註12、註13）。ここは、竹田川により形成された谷で、海岸部にいたりある程度の平野が展開する。伊美郷では、伊美川により形成され、下流域に伊美条里がみられる谷と並び、郷を支える主要な谷となっている。竹田川下流域におけるこの段階の集落は、条里水田を取り巻くように展開したと推定される。その中心となるのは、条里水田を見下ろす平野付け根の低位段丘上に位置する信重遺跡である。遺跡西側の竹田川には条里水田に水を供給する古寺イゼガ、また北側にはカシラ湧水あり、竹田川下流域の最も重要な部分を押さえる場所である。信重遺跡は、前段でⅡ群Bの遺跡として分類されたものである。すなわち、立地的にも竹田川下流域の開発と強く係わるもので、地域の集団員をリードした在地首長の居宅であろう。信重遺跡と条里水田の間には、Ⅲ群とした坂口遺跡にみられる小規模な建物群からなる単位が点在するようである。Ⅲ群の遺跡は、Ⅱ群Bの信重遺跡の首長が率いる集団員の屋敷と推定され、律令社会を支える基本単位となるものである。

Ⅱ群とした遺跡は、各地域の中核となり集団員をリードしたものと推定される。今回取り上げた上殿遺跡A地区、久末京德遺跡、信重遺跡、会下遺跡などのⅡ群の遺跡は、遺跡内に前時代の遺構が全くみられないことから、前段階の集落を引き継いだものではなく、古代にいたり初めて成立した在地首長居宅と考えられる。これは、地域支配の体制が必ずしも前段階の状況を継承したものではなく、極めて政治的な背景のもとに首長居宅が成立したことを物語っている。このような動きは、律令体制下における地域支配体制や集落の抜本的な再編成を示唆するもので、大規模な条里地割施行と併せ、地域社会に大きな変革があった時代と言える。このような情勢の中にあって、在地首長は郡衙等の上位組織と強く結びつく必要があったものと思われる。しかし、これらの遺跡の多くは9世紀代でその終焉をむかえる。このような状況には、いくつかのケースが考えられる。第一は、さらなる水田開発が進み、居宅部分も水田化され居宅が移動した場合である。この場合、水田開発を主導的に担ったのは在地首長であろうから、居宅の移動は発展的移動としてとらえられる。しかし、先の竹田川下流域では、信重遺跡の部分が水田化されるのは12世紀前後（註14）で、居宅の終焉と水田開発の時期は必ずしも一致していない。このケースでは、居宅の終焉は何らかの理由で在地首長が没落したという、第二の理由が浮かんでくる。9～10世紀になると、多くの稻穀や動産などを蓄積した富豪層が現れ、律令体制の基盤である農村に変革をもたらすと言う（註15）。9世紀代での居宅の終焉は、このような律令期の農村社会変革と深い関係があるものと考えられ、前述した第一の場合は、居宅の主が富豪層的立場にあり、農村の変革を自ら推進していったと理解される。第二の場合は、農村社会の変革のあおりを受け埋没していった在地首長であると想定される。このように、古代前半の農村社会をリードしたⅡ群の遺跡は、前述した両面の顔をもつものであったと考えられる。

一方、Ⅱ群の遺跡の傘下にあるⅢ群の遺跡は、前段でも触れたように様々な内容をもつものと思われる。竹田川流域でも、在地首長の居宅である信重遺跡に続く自然堤防上に、Ⅲ群に属すると思われる坂口遺跡、御靈遺跡、土上遺跡などが展開する（註16）。これらの遺跡は、必ずしも全貌が把握されているわけではないが、全く同質のものではなく、遺物量や遺構の状況に差異をもつ。これら遺跡は、条里水田の実質的な経営を行った集団の屋敷地と推定され、律令社会を支える基本的な単位集団であるが、多様な内容を含むものであることが垣間見える。すなわち、これらの遺跡は、Ⅲ群として一括されるようなものではなく、その内容の積極的な解明が古代律令社会の地域像を鮮明に描くことにつながるであろう。しかし、国東半島地域の現状においてその内容を深く吟味する材料に乏しく、今後の課題としたい。

最後に、郡衙、郷衙などの公的施設についてみてみよう。Ⅰ群としたものは、郡衙関連施設と推定される飯塚遺跡のみである。国崎郡衙については、飯塚遺跡の周辺に存在するであろうことが推定される。では、郷衙はどのようなものであろうか。すなわち、公の地域支配機構の最前線にあたる郷の役所として、諸施設が整然と整備されたか否かでは、その捉え方が大きく異なってくる。すなわち、狭小な平野部しか有さない国東半島の地域性もあり施設が散在したり、規格性の乏しい施設であったとすれば、Ⅱ群Aとした遺跡のなかに郷に関連する施設が含まれる可能性も十分考えられる。これについては、今後の資料増を待ちたい。

註

- 1 『久末京德遺跡』 安岐町教育委員会 1991
- 2 『飯塚遺跡』 国東町教育委員会 2002
- 3 「信重遺跡」『香々地の遺跡』I 香々地町教育委員会 1994
- 4 「上殿遺跡A地区」『佐野地区遺跡群発掘調査報告書』 豊後高田市教育委員会 2002
- 5 「会下遺跡」『大分空港道路建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書』1 大分県教育委員会 1991
- 6 「西村遺跡B地区」『佐野地区遺跡群発掘調査報告書』 豊後高田市教育委員会 2002
- 7 「坂口遺跡」『香々地の遺跡』II 香々地町教育委員会 1995
- 8 『上野遺跡』 豊後高田市教育委員会 1990
- 9 『香々地の遺跡』I 香々地町教育委員会 1994
- 10 『塩屋条里遺跡』 安岐町教育委員会 2001
- 11 『荒尾・払田条里遺跡』 豊後高田市教育委員会 2002
- 12 註9に同じ
- 13 『香々地の遺跡』II 香々地町教育委員会 1995
- 14 註9に同じ
- 15 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』 1967
- 16 註9、註13に同じ

報告書抄録

フリガナ	ヒサスエキヨウトクイセキ
書名	久末京徳遺跡
副書名	県道成仏杵築線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書
巻次	_____
シリーズ名	大分県文化財調査報告書
シリーズ番号	第162輯
編著者	後藤 一重
編集機関	大分県教育委員会
所在地	〒870-0021 大分市府内町3-10-1
発行年月日	2004年3月31日

所収遺跡名 フリガナ	所在地 フリガナ	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号					
ヒサスエキヨウトク 久末京徳	ヒガシクニサキグンアキマチ 東国東郡安岐町					2001. 8.28		
イセキ 遺跡	オオアザアサカアサキヨウトク 大字朝来字京徳	44325	219002	33°30'24"	131°37'6"	~ 2001. 9.10	約250m ²	道路建設

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
久末京徳 遺跡		古代	掘立柱建物、土壙	土師器壺、椀	

久末京徳遺跡

県道成仏杵築線道路改良工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

平成16年3月31日 発行

発 行 大分県教育委員会

印 刷 日の丸印刷株式会社